

○周南公立大学学生の転学部及び転学科に関する規程

(令和5年3月14日規程第16-12号)

(趣旨)

第1条 この規程は、周南公立大学学則（令和4年規程第1-3号）第20条に規定する転学部及び転学科（以下「転学部等」という。）の手續等に関し、必要な事項を定める。

(条件)

第2条 転学部等は、転学部等を希望する学部又は学科に欠員がある場合に限り認められるものとする。

(時期)

第3条 転学部等の時期は、学年の初めとする。

(転学部等の申請)

第4条 転学部等を希望する者は、1月末日までに、本人及び保証人連署の転学部・転学科願（別記様式第1号）を、所属する学部（以下「所属学部」という。）を経て、学長に提出しなければならない。

2 転学部等の時期は、入学後1年を経過した時とする。ただし、学長は、特別の理由があると認めるときは、入学後1年を経過した時以外の時期に許可することができる。

(転学部等の許可)

第5条 転学部等の選考は、転学部等を希望する学部の定めるところによる。

2 転学部等は、所属学部の教授会及び転学部等を希望する学部の教授会の議を経て、学長が許可する。

3 学長は、転学部等を許可した者に対し、3月末日までに、転学部・転学科許可書（別記様式第2号）を交付するものとする。

(コース・専攻)

第6条 同一の学部又は学科において、他のコース又は専攻の変更を希望する者の取扱いは、本規程による定めを準用する。

(事務)

第7条 この規程に関する事務は、学生支援部学務課が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、転学部等に関し必要な事項は、
学マネジメント推進本部の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式第2号（第5条関係）

（文書）

号

転学部・転学科許可書

所 属

学籍番号

氏 名

上記の者、願いにより、 年 月 日付で、下記所属への変更を
許可します。

新所属

年 月 日

周南公立大学長

（公印）